

第3回地方法人課税に関する検討会
地方団体ヒアリング説明資料

平成30年8月29日
高知県

高知県のこれまでの状況

●人口が全国に15年先行して自然減

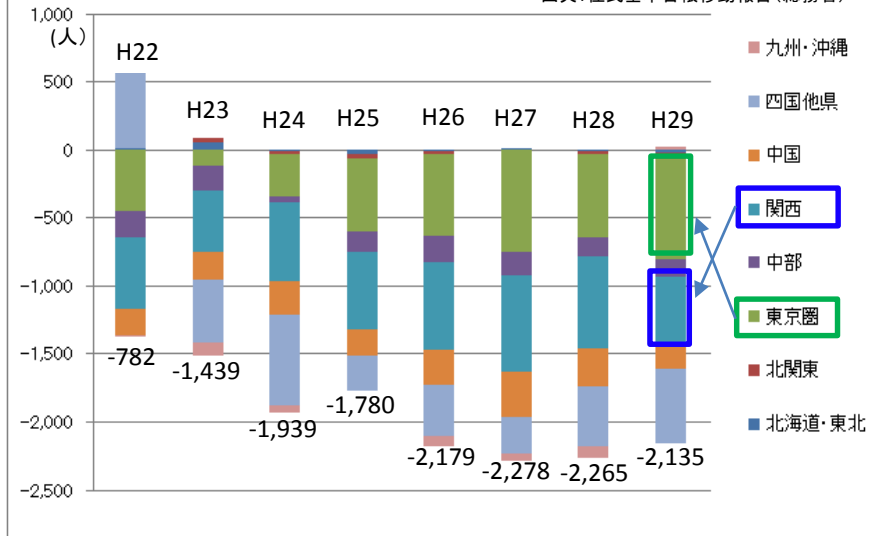
▽人口自然増減数

出典：人口動態調査(厚生労働省)、人口移動調査(高知県)



●高知県における他地域への転出の状況

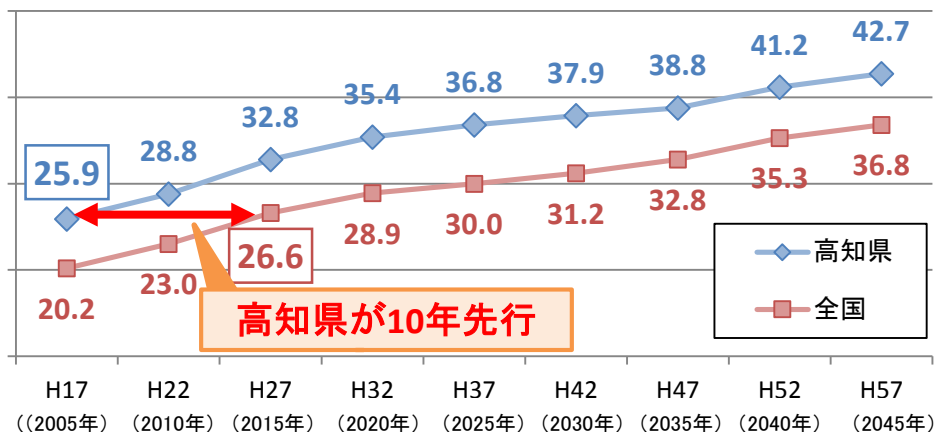
出典：住民基本台帳移動報告(総務省)



●高齢化がさらに進行

▽65歳以上人口の割合(%)

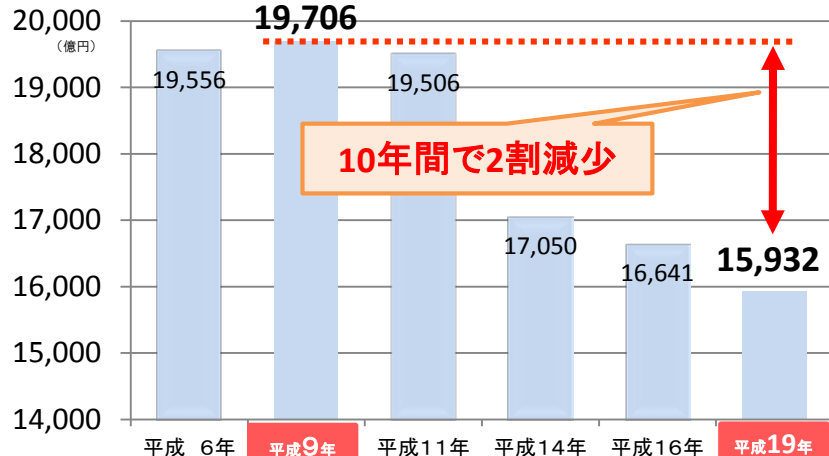
出典：H32以降 日本の都道府県別将来推計人口(H30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)
H17~H27 国勢調査結果(高知県、総務省)



●本県の経済規模はどんどん減少

▽高知県の年間商品販売額の推移

出典：平成19年商業統計調査(確報)



課題の克服に向けた取組

人口の増加

=

若者の定着・増加

×

出生率の向上

人口減少の
負のスパイラル

経済規模の縮小
若者の県外流出

過疎化・高齢化の
同時進行による孤立化

特に
中山間地域の衰退

少子化の
加速

さらなる
人口減少の危機！

産業振興計画により推進

A

地産外商により
雇用を創出する

B

若者の県外流出の防止
県外からの移住者の
増加

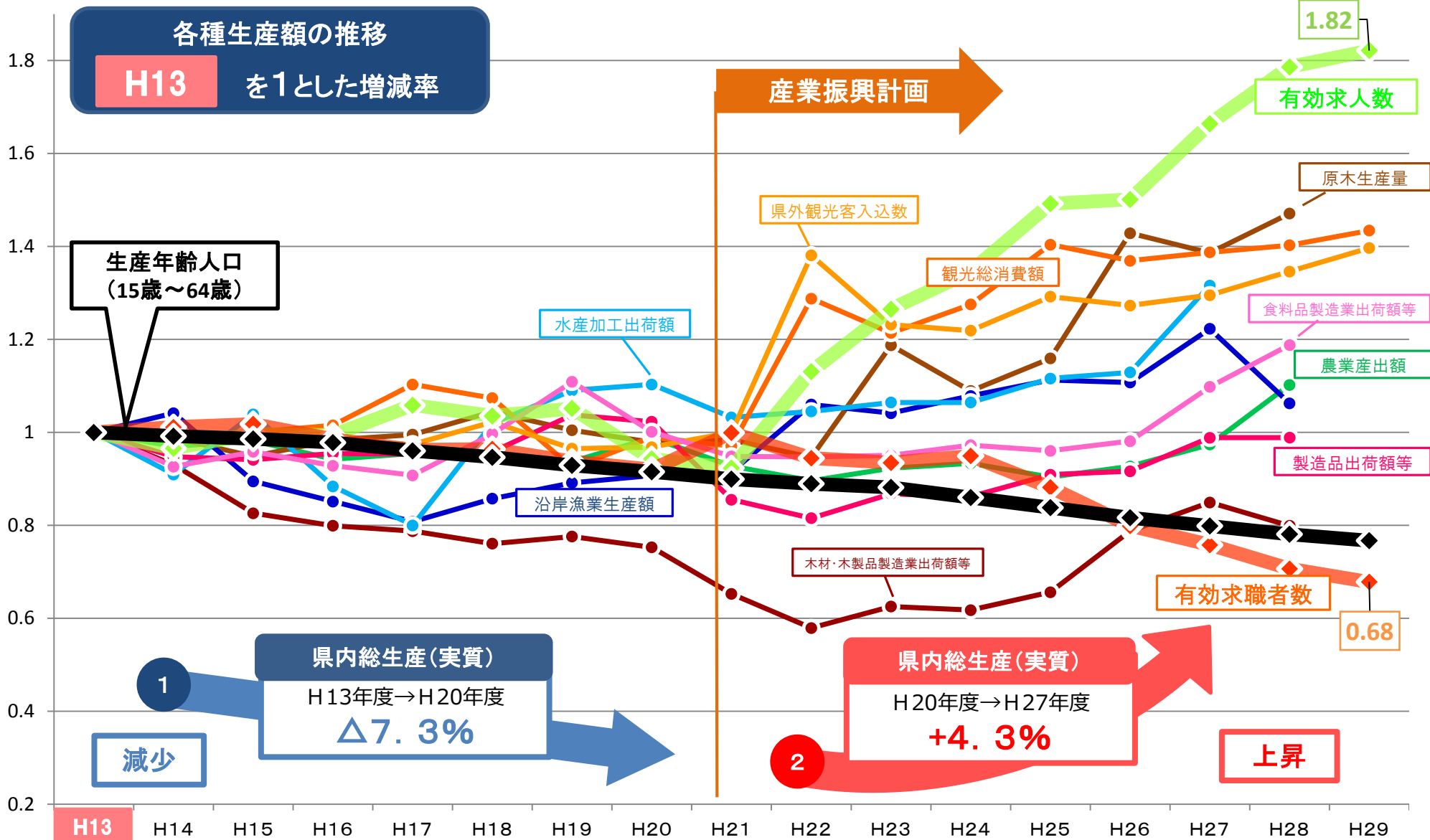
D

希望をかなえる
「結婚」「妊娠・出産」「子育て」

C

特に、
出生率が高い傾向にある
中山間地域の若者の増加

これまでの産業振興計画の取り組みによる成果等①



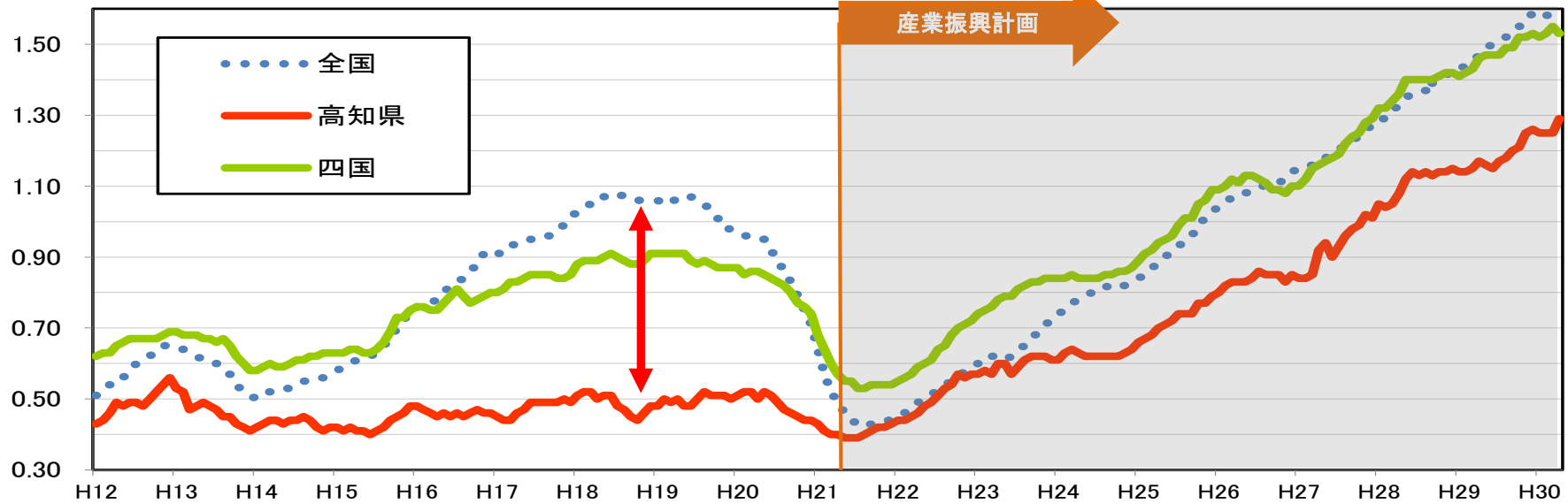
①生産年齢人口の減少に連動する形で、各種生産額も減少傾向

②生産年齢人口の減少に関わらず、各種生産額が上昇傾向に！

これまでの産業振興計画の取り組みによる成果等②

●有効求人倍率(季節調整値)

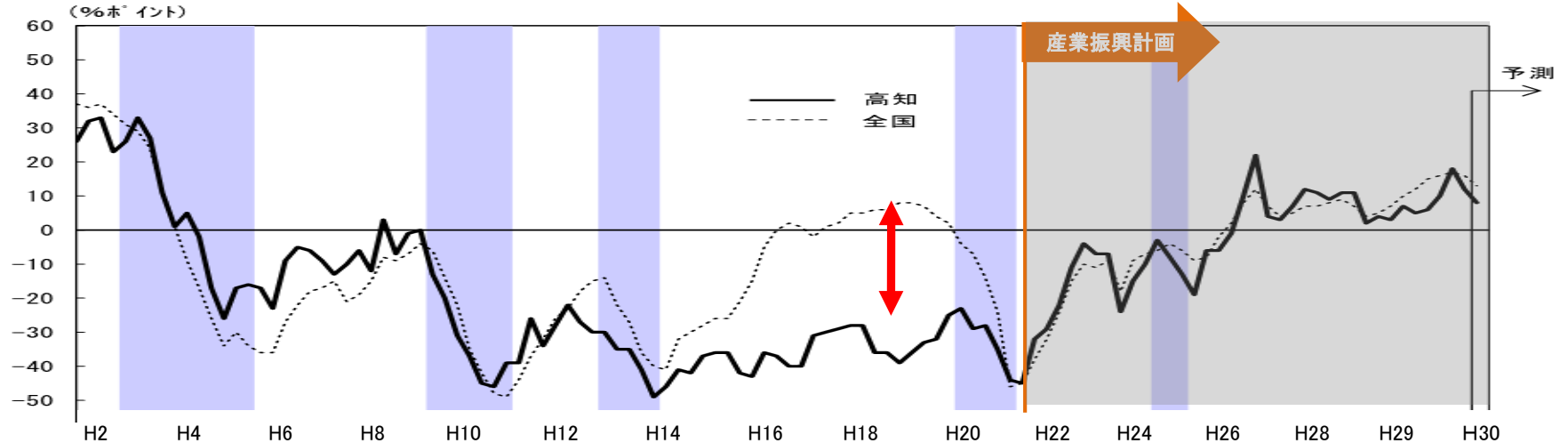
出典：高知労働局



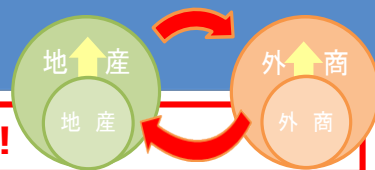
H30年
5月
全国 : 1.60
四国 : 1.54
高知 : 1.31

●業況判断D.I. (全産業)

出典：日銀高知支店「全国企業短期経済観測調査」(2018年6月・高知県分)



第3期産業振興計画ver.3の全体像



完全雇用状況下における持続的な拡大再生産の創出に向け、『地産外商』の政策群をさらにパワーアップ！

1 成長に向けた「メインエンジン」をさらに強化！

ポイント1 継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築

- [三次産業、全般]
- 「志国高知 幕末維新博」第二幕の展開
 - 自然体験型観光の推進（ポスト幕末維新博）
 - IT・コンテンツ関連産業の振興
 - 課題解決型産業創出
 - 地域アクションプランのさらなる推進

- [二次産業]
- 商品開発や設備投資への支援の強化

- [一次産業]
- Next次世代農業等の展開
 - CLTの普及、A材の高付加価値化
 - 養殖生産ビジネスの拡大

等

ポイント2 取引の範囲のさらなる拡大

- [三次産業]
- インバウンド観光のさらなる強化
- [二次産業]
- 外商活動の全国展開のさらなる推進
 - 海外への輸出の本格展開

- [一次産業]
- A材の販売促進・外商体制の強化
 - 高知家の魚 応援の店の活用強化

等

2 成長の「壁」を乗り越える！

ポイント3 担い手の確保策の抜本強化

- 雇用環境の改善
 - 働き方改革の促進
- アクティブに働きかける（移住希望者、新規学卒者、女性・若者・高齢者等）
 - マッチング機能の強化
 - ・高知県移住促進・人材確保センター
 - ・高知家の女性しごと応援室
 - 担い手の受け皿となる機能の強化
 - ・高知の仕事を紹介するポータルサイト
 - ・IT・コンテンツアカデミー
 - ・農業担い手育成センター、農業大学校
 - ・林業大学校

等

ポイント4 省力化・効率化の徹底に向けたサポートの強化

- [全般]
- 課題解決型産業創出（再掲）
- [二次産業、三次産業]
- 設備投資への支援の強化（再掲）
- [一次産業]
- Next次世代農業等の展開（再掲）
 - 高性能林業機械の導入支援、路網の整備促進
 - スマート漁業の推進

等

1・2を支える取組

ポイント5 起業や新事業展開の促進 新規事業のたゆまぬ創出

- こうちスタートアップパーク
 - IT・コンテンツ関連産業の振興（再掲）
- 等

ポイント6 地域産業クラスターの形成 多様な仕事を地域地域に創出

- 20のクラスタープロジェクト（H30.5時点）の推進
- 等

ポイント7 人材育成・確保の取組の充実

- | | | |
|---|---|--|
| <p>[三次産業、全般]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県移住促進・人材確保センター（再掲） ・IT・コンテンツアカデミー（再掲） ・土佐の観光創生塾 ・土佐MBA ・文化人材育成プログラム | <p>[二次産業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業技術センター ・食のプラットフォーム ・高等技術学校 | <p>[一次産業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業担い手育成センター（再掲） ・農業大学校（再掲） ・林業大学校（再掲） |
|---|---|--|
- 等

ポイント8 金融機関等との連携による事業戦略の策定と実行支援の強化

- [三次産業、全般] ・ 商店街等地域の事業者、地域の観光事業者等
- [二次産業] ・ ものづくり企業、食品加工事業者
- [一次産業] ・ 中山間農業複合経営拠点・集落営農法人、製材事業体、漁業経営体
- [地域アクションプラン]
- 等

高知県の取組 (第3期南海トラフ地震対策行動計画の全体像)



震災に備える

震災に備えることは、速やかな復興につながる



復興をイメージする

復興をイメージすることで、事前の備えの重要性が明確になる

命を守る

揺れ対策	津波対策	火災対策		
<p>現状 ◆公共施設の耐震化は概ね完了 ◆住宅の耐震化のさらなる加速化を図るとともに、熊本地震で課題となった避難所等の安全確保対策を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅の耐震化 ■既存建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の公共施設、県有建築物 ・医療施設、社会福祉施設 ■ライフライン施設の耐震化 ■室内の安全確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所における家具転倒防止 など 	<p>現状 ◆津波から命を守るための津波避難空間の整備は概ね完了 ◆引き続き、被害軽減対策を着実に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■避難対策 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難経路・避難場所、津波避難タワー ■津波避難経路の安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・現地点検 ■津波・浸水被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾、河川、海岸堤防等の耐震化 ■要配慮者施設の高台移転 ■津波の早期検知体制の整備 など 	<p>現状 ◆住宅密集地における地震火災や石油基地等における津波火災についての具体的な対策を引き続き推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市街地の大規模火災等への対策 <ul style="list-style-type: none"> ・重点推進地区での地震火災対策計画の策定 ・重点推進地区における地震火災対策 ■津波火災への対策 <ul style="list-style-type: none"> ・石油基地等の地震・津波対策 ・農業用、漁業用燃料タンクの対策 など 		
高知県耐震改修促進計画	津波避難タワー設計のための手引き	地域津波避難計画	災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン	地震火災対策指針

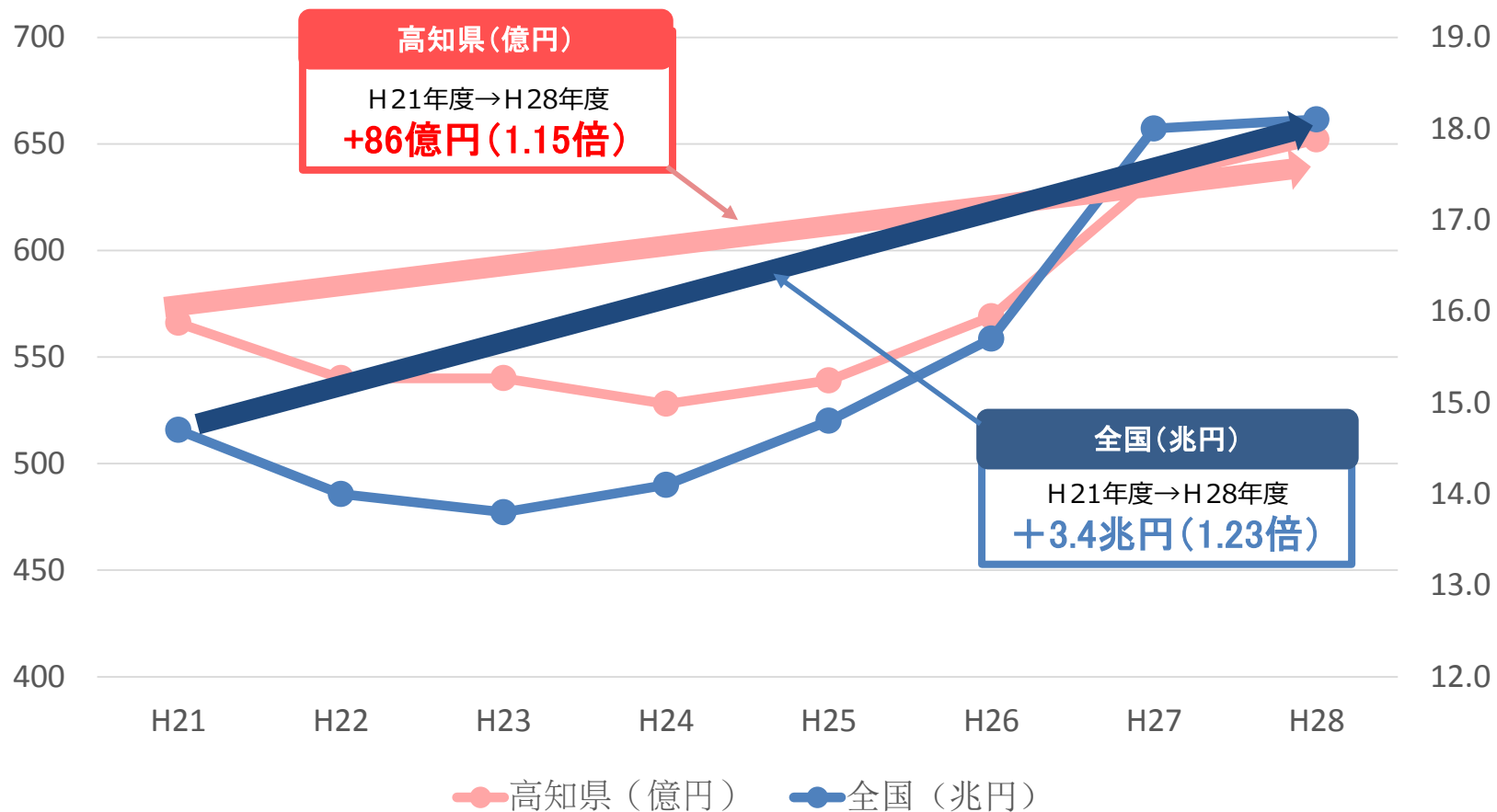
命をつなぐ

応急活動対策	被災者・避難所対策	医療救護対策				
<p>現状 ◆迅速な応急活動を行うため、応急期の対策をさらに掘り下げ具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■総合防災拠点の整備 ■輸送対策 <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開計画策定 ・防災拠点港のBCP策定 ■応急活動体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動要領策定 ■応急期の機能配置計画の策定 ■長期浸水対策の推進 など 	<p>現状 ◆想定避難者数の約8割分の避難所を確保 ◆避難所のさらなる確保と運営体制の充実を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■避難所・福祉避難所の確保と運営体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域集会所の耐震化 ・福祉避難所の指定 ・避難所運営マニュアル作成 ■要配慮者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者の避難支援の手引き作成 ■保健・衛生活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時保健活動マニュアル策定 など 	<p>現状 ◆地域の総力戦による前方展開型の医療救護体制整備を推進※</p> <ul style="list-style-type: none"> ■前方展開型の医療救護体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護計画改定 ・医療救護施設等の施設、設備、備品整備 ・DMATの体制整備 ・災害医療を担う人材の育成 ・医療従事者を地域に搬送する仕組みづくり など <p>※負傷者の後方搬送ができない状況を想定し、前方である負傷者により近い場所で行う医療救護活動</p>				
応急対策活動要領	応急救助機関受援計画	道路啓開計画	応急期機能配置計画	大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き	物資配送計画	災害時医療救護計画

生活を立ち上げる

まちづくり	くらしの再建				
<p>現状 ◆復興まちづくりのため、事前対策を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地籍調査 ■復興都市計画 <ul style="list-style-type: none"> ・震災復興都市計画指針策定 ■住宅の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅建設計画策定 ・応急仮設住宅供給計画策定 など 	<p>現状 ◆速やかなくらしの再建に向けた事前対策を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■復興の基本的な考え方の整理 ■復興組織体制の整備 ■がれき処理 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画策定 ■産業の復旧・復興 (BCP策定など) <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、水産業、商工業、観光産業などの復興 など 				
震災復興都市計画指針(手引書)	応急仮設住宅供給計画	災害公営住宅整備指針	災害公営住宅建設計画(策定中)	災害廃棄物処理計画 Ver.1	産業別復興計画(策定中)

全国と高知県の税収の推移



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H21→H28
全国(兆円)	14.7	14.0	13.8	14.1	14.8	15.7	18.0	18.1	1.23倍 (+3.4兆円)
高知県(億円)	566	540	540	528	539	569	634	652	1.15倍 (+86億円)

地方法人二税の人口1人当たり税収（最大/最小）

●地方法人二税(都道府県分)の人口一人当たり税収額の最大/最小の推移

現在(地方法人特別税・譲与税による偏在是正措置あり)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
最大/最小 (倍)	4.7	3.4	3.3	3.7	3.7	3.4	3.5	3.8
最大/高知 (倍)	3.8	3.1	2.9	3.3	3.2	2.8	2.8	3.0

近年差は拡大

参考(地方法人特別税・譲与税による偏在是正措置なし)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
最大/最小 (倍)	5.9	5.2	5.2	5.4	6.0	5.8	6.0	5.7
最大/高知 (倍)	4.6	4.8	4.2	5.0	4.9	4.2	4.3	4.1

人口一人あたりのGDP(実質)の差は3.0倍にとどまる

GDP(実質)の人口一人当たりの最大/最小

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
最大/最小 (倍)	3.0	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
最大/高知 (倍)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4

地方法人課税の偏在是正について

□ 地方法人二税について、地方法人特別税・譲与税による偏在是正措置の効果を加味しても、最小と最大の県とでは、人口一人あたりの税収で3.8倍の差が生じており、人口一人当たりのGDPの3.0倍を超えている状況。

□ 税源の偏在自体は、（企業や人が都市部に一極集中している）現在の社会構造上、どうしても生じてしまう税制度上のゆがみのようなものであり、譲与税化や交付税原資化も含め、実効性のある偏在是正措置を講じることが必要。

□ 都市と地方がそれぞれの個性や強みを生かし、日本全体が発展していけるよう、それぞれの行政需要を踏まえた税財源の確保・充実と地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要。

参考：全国知事会「地方税財源の確保・充実に起案する提言」(H30.7抜粋)

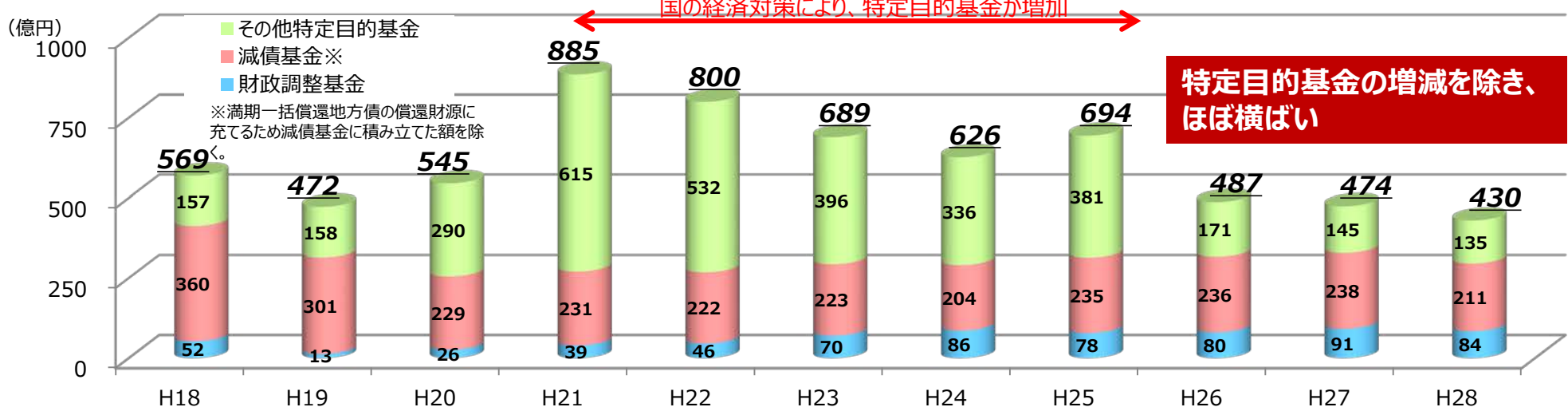
2 平成30年度与党税制改正大綱に基づく地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべきである。その際には、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどの地方法人課税の意義や、都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であることから、大都市部及び地方部の行財政需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

高知県の財政運営

(参考)

(基金残高の推移)



▼健全化判断比率
実質公債費比率

H20 : 16.1 ⇒ H24 : 14.7 ⇒ H28 : 10.2

将来負担比率

H20 : 193.6 ⇒ H24 : 158.6 ⇒ H28 : 161.3

(県債残高の推移)

